

中津川市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第6条）
 - 第2章 景観計画（第7条・第8条）
 - 第3章 景観法に基づく行為の制限等（第9条 - 第17条）
 - 第4章 景観重要建造物（第18条 - 第20条）
 - 第5章 景観重要樹木（第21条 - 第23条）
 - 第6章 市民等による景観形成活動の促進（第24条 - 第29条）
 - 第7章 助成等（第30条・第31条）
 - 第8章 景観アドバイザー（第32条）
 - 第9章 雑則（第33条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、中津川市における景観の形成の基本理念その他良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、中津川らしい良好な景観の形成の促進を図り、豊かな自然と独自の歴史・文化が光るふるさと中津川を創ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 中津川市の良好な景観は、山や川の自然の美しさと街道のまちという歴史を次世代へと受け継ぎながら、人と人のつながりのもと、日々の生活を豊かにすることを目指して、保全、整備及び創造が図られなければならない。

（定義）

第3条 この条例において使用する用語は、次に掲げる用語の定義によるもののほか、景観法において使用する用語の例による。

（1）市民 市内に居住する者及び市内に土地又は建物を所有、占有又は管理する者をいう。

(2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する者及び土地又は建物を所有、占有又は管理する者をいう。

(3) 工作物 建築物以外の工作物のうち、規則に定めるものをいう。

(4) 見付面積 建築物及び工作物の正面から見たときに見える面積で、鉛直投影面積をいう。

(5) 建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。

(6) 工作物の建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。

(市の責務)

第4条 市は、中津川らしい良好な景観の形成に関する施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 市は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合には、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動が景観形成に影響を与えることを認識し、事業活動に関し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の内容)

第7条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、市の全域にわたる良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画に、中津川らしい良好な景観の形成に関する施策が特に必要と認め

られる地域を景観計画重点区域として定め、当該区域における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

- 3 市長は、景観計画に、前項の景観計画重点区域と一体的に良好な景観の形成が必要と認められる区域を定め、当該区域における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることができる。

(景観計画の変更手続き)

第8条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、当該景観計画の変更案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 景観計画の変更案の区域の住民及び利害関係人は、前項の縦覧開始の日から3週間を経過する日までに当該景観計画の変更案について、市長に意見書を提出することができる。

- 3 市長は、当該景観計画の変更案及び前項の規定に基づき提出された意見書について、中津川市附属機関の設置等に関する条例(平成10年中津川市条例第2号)第2条に定める中津川市景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

第3章 景観法に基づく行為の制限等

(法第16条第1項第4号の条例で定める行為)

第9条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観計画重点区域内における木竹の伐採とする。

(届出及び勧告等の適用除外)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為(次項に規定する区域内におけるものを除く。)は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の延べ面積(増築にあっては、増築後の延べ面積)が1,000平方メートル未満のもの

(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該建築物の延べ面積が1,000平方メートル未満のもの及びこれらの行為による当該建築物の外観の変更の範囲が当該外観の2分の1以内であるもの

(3) 工作物の建設等

(4) 法第16条第1項第3号に掲げる行為で、その面積が3,000平方メートル

未満のもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

2 景観計画重点区域内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、これらの行為による当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル未満のもの

(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、これらの行為による当該工作物の外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル未満のもの

(3) 法第16条第7項第1号に掲げる行為を除くほか、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

(土地、建築物又は工作物の所有の移転)

第11条 景観計画重点区域内の土地、建築物又は工作物(以下「土地等」という。)の所有者若しくは土地等について使用することができる権利を有する者又は土地等に係る売買若しくは権利の移転に関する手続きを行う事業者は、土地等に係る権利の移転又は権利の移転を伴う行為をする際には、その権利を取得する者に対し、土地等に係る景観計画に定める行為の制限等の事項について知らせなければならない。

(事前協議)

第12条 景観計画重点区域内において法第16条第1項に定める届出の対象となる行為を行おうとする者又はそれらの設計若しくは施工を請け負う者は、事前に景観計画に定める事項を調査し、市と事業内容を協議しなければならない。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、第10条に規定する行為を除く行為のすべてとする。

(勧告、命令等に係る手続)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項又は第5項の規定による命令、第16条の規定による指導、第17条の規定による要請等の法又はこの条例に基づく処分その他の行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、景観審議会又は第32条に定める景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えた上で、景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指導)

第16条 市長は、建築物の建築等又は工作物の建設等が景観計画に適合しないものである場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置をとることを指導することができる。

(空地等に係る要請)

第17条 市長は、景観計画重点区域内の空地、建築物又は工作物が、その区域に係る景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、これらの良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るように要請することができる。

第4章 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定)

第18条 市長は、法第19条第1項の規定に基づき景観重要建造物の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の指定の標識)

第19条 市長は、景観重要建造物を指定したときは、法第21条第2項の規定に基づき、次の事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称

(景観重要建造物の管理の基準)

第 20 条 法第 25 条第 2 項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

第 5 章 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定)

第 21 条 市長は、法第 28 条第 1 項の規定に基づき景観重要樹木の指定をしようとするときは、法第 28 条第 2 項に定めるもののほか、景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の指定の標識)

第 22 条 市長は、景観重要樹木を指定したときは、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、次の事項を表示する標識を設置するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種

(景観重要樹木の管理の基準)

第 23 条 法第 33 条第 2 項に規定する管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

第 6 章 市民等による景観形成活動の促進

(景観形成住民協定の締結等)

第 2 4 条 一定の区域内に存する土地、建築物の所有者及びこれらについて使用することができる権利を有する者は、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定(以下「景観形成住民協定」という。)を締結することができる。

2 前項の景観形成住民協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 景観形成住民協定の名称

(2) 景観形成住民協定の目的

(3) 景観形成住民協定を締結した者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(4) 景観形成住民協定を締結した者の代表者(以下「代表者」という。)の氏名

(5) 景観形成住民協定の目的となる土地の区域

(6) 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

ア 建築物の形態意匠に関する基準

イ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

ウ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

エ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

オ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

カ 農用地の保全又は利用に関する事項

キ その他良好な景観の形成に関する事項

(7) 景観形成住民協定の有効期間

(8) 景観形成住民協定の変更、継続又は廃止の手続

3 前項の規定による景観形成住民協定を締結した者は、規則で定めるところにより、協定書を作成し、市長にその認定を申請することができる。

4 市長は、前項の規定による申請のあった協定書が規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを景観形成住民協定として認定するものとする。

5 市長は、前項の規定により景観形成住民協定として認定したときは、その旨を告示するものとする。

6 市長は、第 1 項の景観形成住民協定のうち、法第 8 1 条に規定する要件をすべて満たす場合は、法第 8 3 条の規定に基づき景観協定の認可を行うことができるものとする。

(景観形成住民協定の変更又は廃止)

第25条 景観形成住民協定の代表者は、当該景観形成住民協定を変更し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第26条 市長は、前条の規定による廃止の届出があったときは、景観形成住民協定の認定を取り消すものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、景観形成住民協定の認定を取り消すことができる。

(1) 景観形成住民協定の内容が規則で定める要件に該当しなくなったとき。

(2) 景観形成住民協定の内容又は運用が良好な景観の形成を推進するうえで適当でなくなったとき。

3 第24条第5項の規定は、景観形成住民協定の認定の取消しについて準用する。

(景観形成住民協定への配慮の要請)

第27条 市長及び景観形成住民協定の代表者は、当該景観形成住民協定の対象となる区域内において、当該景観形成住民協定に適合しない行為を行おうとする者に対し、当該景観形成住民協定に配慮するよう要請することができる。

(景観形成住民団体の認定)

第28条 市長は、一定の区域内における良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、次に掲げる要件に該当するものを景観形成住民団体として認定することができる。

(1) 次のいずれかに該当すると認められる団体であること。

ア 景観計画重点区域の整備に寄与するもの

イ 景観形成住民協定を締結した者を構成員として組織されたもの

(2) 団体の活動が当該区域の多数の住民に支持されていると認められるものであること。

(3) 団体の活動が当該区域の住民の所有権その他の財産権を不当に制限するものではないこと。

(4) 規則で定める要件を具備する団体規約が定められていること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に

申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、第1項の規定により認定した景観形成住民団体が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すとともに、その旨を告示するものとする。

(景観形成団体による計画提案)

第29条 前条第1項の規定により認定を受けた景観形成住民団体は、法第11条第2項に規定する景観計画の策定又は変更を提案することができる団体とする。

第7章 助成等

(景観計画重点区域における良好な景観の形成に寄与する行為に対する助成)

第30条 市長は、景観計画重点区域における、法第16条第1項各号の規定による届出をした者が良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為をする場合にあっては、その行為に要する経費の一部を助成することができる。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対する助成)

第31条 市長は、法第19条第1項の規定により指定した景観重要建造物又は法第28条第1項の規定により指定した景観重要樹木の所有者に対し、その保存に要する経費の一部を助成することができる。

第8章 景観アドバイザー

(景観アドバイザー)

第32条 市長は、良好な景観形成を推進するための専門的助言を行う景観アドバイザーを設置する。

2 景観アドバイザーの定数は5人以内とし、景観形成に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 景観アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第9章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(中津川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

2 中津川市附属機関の設置等に関する条例(平成10年中津川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

中津川市都市計画審議会	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項に規定する事項の調査及び審議	2年	10人以内
-------------	--	----	-------

」

を

「

中津川市都市計画審議会	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項に規定する事項の調査及び審議	2年	10人以内
中津川市景観審議会	中津川市景観条例(平成19年中津川市条例第 号)に規定する事項の調査及び審議	2年	6人以内

」

に改める。